

山口県再就職チャレンジ支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇・雇い止めされた離職者等の早期の再就職を促進するため、県が指定する業種に正規雇用された者に支援金を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における「正社員」の定義は、期間の定めのない労働契約で事業所に雇われ、その事業所の就業規則で定められた所定労働時間の上限（フルタイム）まで労働する者の事をいう。

(実施期間)

第3条 支援金の実施期間は、この要綱が施行された日から令和3年3月31日までとする。

(県が指定する業種)

第4条 この要綱において県が指定する業種とは、日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）大分類の「建設業」、大分類の「製造業」、大分類の「運輸業、郵便業（中分類の郵便業を除く）」、小分類の「老人福祉・介護事業」及び「障害者福祉事業」とする。

(支給対象者)

第5条 支援金は、次のいずれにも該当する個人に支給するものとする。

- (1) 山口県内の県が指定する業種の事業所（以下「当該事業所」という。）に、令和2年10月5日以降に正社員として雇用され、1か月を超えて勤務した者。
- (2) 当該事業所に正社員として雇用された日の前日から起算して過去1年間において、県内の同業種の業務に正社員として従事していない者。ただし、知事が特に認める場合はこの限りではない。
- (3) 県が指定する業種の同一業種での非正規から正規に採用された者でないこと。
- (4) 総務、経理等の事務的作業に従事する者として雇用された者でないこと。
- (5) 当該事業所に正社員として雇用された日の前日から起算して過去1年間において、資本的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業所に

雇用されていない者。

(6) 当該事業所に継続して勤務する意思を有する者。

(支給額等)

第6条 支援金の支給額は、1人当たり30万円とする。

2 支援金の申請は1回限りとし、同一人物による複数回の申請は認めない。

(支給申請等の手続き)

第7条 申請者は、別紙「山口県再就職チャレンジ支援金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)(様式1)及び、次の各号に掲げる書類を支給申請書とともに県が指定する機関に郵送又は電子メールで提出するものとする。

(1) 事業主の発行する就業証明書(様式2)

(2) 正社員として雇用された事業所に提出した履歴書の写し(事業主による原本証明を行うものとする。)及び労働条件通知書の写し

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) 県税事務所長が交付する納税証明書又はその写し

(5) 振込口座の情報を確認できる通帳やキャッシュカード等の写し(金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。)

(6) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、支給申請書および添付書類を審査し、支給を決定したときは、「山口県再就職チャレンジ支援金支給決定通知書」(様式3)により申請者に通知する。

(支援金の支給)

第8条 知事は、前条の支給の決定通知を行ったときは、速やかに第6条に規定する支援金を支給するものとする。

(支給しない場合)

第9条 申請書を提出した申請者であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を支給しないものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、支援金の支給対象でないと認められる場合

2 支援金を支給しないことと決定したときは、「山口県再就職チャレンジ支援金不支給決定通知書」(様式4)により申請者に通知する。

(支援金の返還)

第10条 知事は、支援金の支給を受けた者が、偽りその他不正な行為によって支援金の支給を受けたと認められるときは、「山口県再就職チャレンジ支援金不支給決定取消・返還通知書」(様式5)により、当該事業者に対して支給額全額を返還させるものとする。

(指導監督)

第11条 知事は、この支援金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、申請者及び事業主に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行し、令和2年10月5日から適用する。